

## 役員報酬等の支給の基準

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪学院大学（以下「この法人」という。）の寄附行為第36条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。  
この役員報酬等には、教職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬等

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）の上限の額は12,000,000円とし、各役員報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

- 2 常勤の役員に対する退職慰労金は、最終報酬月額に在任年数（在任年数は1か年単位とする。）を乗じた額を支給する。
- 3 非常勤の役員に対する報酬等の額は別表第1に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、支給日に近い

営業日に繰り上げて支払うものとする。)

- (2) 賞与 毎年7月及び12月
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後の翌月末日以内
  - 2 常務理事会準構成員の非常勤の役員に対する報酬等は、毎月25日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、支給日に近い営業日に繰り上げて支払うものとする。)
  - 3 常務理事会準構成員以外の非常勤の役員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
  - 4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
  - 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割計算によって支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に円未満の端数が生じたときは、これを円に切り上げるものとする。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

別表第1（非常勤の役員の報酬等）

(1) 理事

	月額報酬額	理事会等会議に出席した交通費
常務理事会準構成員の理事	50,000円	—
上記以外の理事	—	30,000円

(2) 監事

月額報酬	100,000円
監事監査等への出席及び理事会等会議に出席した交通費	10,000円